

○中山町友好交流事業補助金交付規程

平成 27 年 3 月 20 日

告示第 24 号

改正 平成 28 年 3 月 14 日告示第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町が災害時相互応援協定を締結した自治体（以下「交流自治体」という。）との積極的な交流促進のため、町民が実施する交流事業に対して補助金を交付することに関し、中山町補助金等の適正化に関する規則（昭和 40 年規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、文化、産業、福祉、地域振興、防災、生涯学習及びスポーツ等に係る交流自治体の団体等との交流を目的とする事業で、5 人以上の町民が参加する交流事業のうち町長が認めるものとする。ただし、次のいずれかに該当する事業は補助対象事業としない。

- (1) 町等の他の補助金等の対象となる事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 中山町内の自治会
- (2) 中山町体育協会加盟団体
- (3) 中山町スポーツ少年団
- (4) 中山町社会教育団体
- (5) 規約等を有し、かつ、中山町に住所を有する構成員が 5 名以上の団体
- (6) その他町長が認めた団体

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第

2 条の補助対象事業の実施に要する経費とする。

2 前項の規定に関わらず、次の経費は補助対象経費とはしない。

- (1) 食糧費
- (2) その他町長が不適当と認める経費
(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額又は参加町民 1 人につき 4, 0 0 0 円のいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 同一年度における同一団体に対する補助は、1 回限りとする。

(交付申請書)

第 6 条 補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（様式第 2 号）
- (3) 補助対象者が第 3 条第 5 号による場合は当該団体の規約等
(条件)

第 7 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 交付申請補助金額の増
- (2) 交付申請補助金額の 1 0 分の 2 を超える減

2 規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により補助事業の変更について町長の承認を受けようとする場合は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画変更承認及び補助金変更交付申請書（様式第 3 号）
- (2) 事業計画書（様式第 1 号）
- (3) 収支予算書（様式第 2 号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 規則第 7 条第 1 項第 2 号の規定により町長の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（様式第 4 号）を提出しなければならない。

(交付決定等の通知)

第 8 条 規則第 8 条及び第 1 0 条第 3 項に規定する交付決定等の通知は、補助金(変更) 交付決定通知書（様式第 5 号）によるものとする。

(実績報告書)

第9条 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第1号)
- (2) 収支決算書(様式第2号)
- (3) 補助対象経費の領収書の写し
- (4) 活動状況を示す写真及び書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定の通知)

第10条 規則第15条に規定する補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書(様式第6号)によるものとする。

(帳簿の備付等)

第11条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月14日告示第22号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条、第 7 条、第 9 条関係）

事業計画（実績）書

事業実施団体名		
交流事業名		
事業予定（実施） 期日		
交流相手団体名		
交流相手団体概要		
交流事業の目的 及び内容		
事業参加者 (別紙でも可)	氏 名	住 所
事業の効果・反省点 ※事業実績書の場合のみ記載		
備 考		

（注）補助事業計画変更承認申請書に添付する場合は、変更前と変更後を二段書きとし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

様式第2号（第6条、第7条、第9条関係）

収支予（決）算書

（収入）

区 分	予（決）算額(円)	内 容	備 考
参加者負担金			
団 体 支 出 金			
町 補 助 金			
そ の 他			
合 計			

（支出）

区分	予（決）算額(円)	内 容	備 考
合 計			

（注）補助事業計画変更承認申請書に添付する場合は、変更前と変更後を二段書きとし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

様式第 3 号（第 7 条関係）

番号

年 月 日

中山町長 様

申請者 住所

団体名

代表者氏名

印

年度中山町友好交流事業補助金事業計画変更承認及び
補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定があった標記補助事業
について、下記のとおり計画変更したいので中山町補助金等の適正化に関する規則
第 7 条第 1 項第 1 号の規定により承認されるとともに、補助金 円を追加
（減額）交付されるよう、併せて申請する。

記

- 1 変更の理由及び内容
- 2 変更後の事業計画書
別紙のとおり（様式第 1 号を添付すること）
- 3 変更後の収支予算書
別紙のとおり（様式第 2 号を添付すること）

様式第4号（第7条関係）

番号

年 月 日

中山町長 様

申請者 住所

団体名

代表者氏名

印

年度中山町友好交流事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定があった標記補助事業について、中山町補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により補助事業等の遂行について指示を受けたいので、下記のとおり補助事業遂行状況報告書を提出する。

記

- 1 補助事業等が予定内に完了しない又は補助事業等の遂行が困難となった理由
- 2 遂行状況

様式第 5 号（第 8 条関係）

番号

年 月 日

様

中山町長

年度中山町友好交流事業補助金の（変更）交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった 年度中山町友好交流事業補助金について、中山町補助金等の適正化に関する規則（以下「規則」という。）及び中山町友好交流事業補助金交付規程（以下「規程」という。）に基づき、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金の額 円

2 交付の条件

- (1) 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業で、その内容は申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業者等は、補助事業等を中止又は廃止する場合及び補助事業の内容を変更する場合（規程第 7 条に定める変更に限る。）は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業等を完了したときは、完了後 30 日以内又は翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い期日までに実績報告書を中山町長に提出しなければならない。
- (4) 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。
- (5) 補助事業者はこの補助金に関しては、規則及び規程に従わなければならない。

(注) 事業計画変更の承認を兼ねる場合は、件名の「 年度中山町友好交流事業補助金の（変更）交付決定について（通知）」を「 年度中山町友好交流事業補助金の事業計画変更承認及び変更交付決定について（通知）」とし、本文中の「中山町補助金等の適正化に関する規則（以下「規則」という。）及び中山町友好交流事業補助金交付規程（以下「規程」という。）に基づき、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。」を「事業計画の変更を承認することとし、中山町補助金等の適正化に関する規則（以下「規則」という。）及び中山町友好交流事業補助金交付規程（以下「規程」という。）に基づき、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。」とする。

様式第6号（第10条関係）

番号

年 月 日

様

中山町長

年度中山町友好交流事業補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定した 年度中山町友好交流事業補助金については、中山町補助金等の適正化に関する規則第15条の規定により、下記のとおり額を確定します。

記

- 1 補助金の確定額 円
- 2 なお、過払いとなった補助金 円は、年 月 日までに返納してください。

（注）第2項は、概算払いをした場合で、確定額が既交付額を下回ったために返納を要する際に記載する。